

第12号議案

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、公文書の公開決定等に対する審査請求の手續等に係る規定を整備するほか、関係条例の規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(芦屋市情報公開条例の一部改正)

第1条 芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条を次のように改める。

(審査請求)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服のある者は、実施機関（消防長及び病院事業管理者を除く。）に対し、審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条の表に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

4 議会の公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、議会は、前項各号のいずれかに該当する場合を除き、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

5 前2項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

6 第3項又は第4項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人を

いう。以下同じ。)

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第17条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（芦屋市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 不服申立て（第40条・第41条）」を「第5節 審査請求（第40条・第41条）」に改める。

第6条第3項中「第2条」を「第2条の表」に改める。

第25条第3項中「第40条第2項及び第4項」を「第40条第3項及び第6項」に改める。

「第5節 不服申立て」を「第5節 審査請求」に改める。

第40条及び第41条を次のように改める。

（審査請求）

第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服のある者は、実施機関（消防長及び病院事業管理者を除く。）に対し、審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

4 議会の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議会は、前項各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問することができる。

5 前2項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

6 第3項又は第4項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第41条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成16年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「第2条の表」に改める。

第8条第1項第1号中「第16条第2項又は第3項」を「第16条第3項又は第4項」に改め、同項第2号中「第40条第2項又は第3項」を「第40条第3項又は第4項」に改める。

第9条第1項後段中「この場合においては」を「この場合において」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第10条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第11条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第12条を次のように改める。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第9条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第14条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第22条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（芦屋市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第5条 芦屋市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「本市の議会、委員会又は委員（以下「機関」という。）」を「市の機関」に、「ついて定めることを目的」を「関し必要な事項を定めるもの」に改める。

（芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第7条 芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（芦屋市市税条例の一部改正）

第8条 芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（芦屋市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第9条 芦屋市固定資産評価審査委員会条例（昭和38年芦屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第10条第1項中「前2条」を「前3条」に改める。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会
が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和36年芦屋市条例第2
8号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第
1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第
1項本文」に改める。

(芦屋市建築審査会条例の一部改正)

第11条 芦屋市建築審査会条例（平成11年芦屋市条例第27号）の一部を次のよ
うに改正する。

第4条を次のように改める。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、建築指導又は都市計画に関する事務を所管する課にお
いて処理する。

(芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第12条 芦屋市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年芦屋市条例第24号）の
一部を次のように改正する。

第25条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市情報公開条例第16条及び第17条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた芦屋市情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等（以下「公開決定等」という。）又は同条例第4条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）に係る不作為についての審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の芦屋市個人情報保護条例第40条及び第41条の規定は、施行日以後にされた芦屋市個人情報保護条例第24条第1項に規定する開示決定等（以下「開示決定等」という。）、同条例第32条第1項に規定する訂正決定等（以下「訂正決定等」という。）、同条例第38条第1項に規定する利用停止決定等（以下「利用停止決定等」という。）又は同条例第17条第2項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）、同条例第28条第2項に規定する訂正請求（以下「訂正請求」という。）若しくは同条例第34条第2項及び第34条の2第2項に規定する利用停止請求（以下「利用停止請求」という。）に係る不作為についての審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。
- 4 第9条の規定による改正後の芦屋市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項及び第4項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 5 芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の項担当事務の欄中「第16条第2項及び第3項」を「第16条第3項及び第4項」に、「第40条第2項及び第3項」を「第40条第3項及び第4項」に改める。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例要綱

1 制定の趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、公文書の公開決定等に対する審査請求の手續等に係る規定を整備するほか、関係条例の規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 芦屋市情報公開条例の一部改正（第1条関係）

ア 公文書の公開決定等又は公開請求に係る不作為に対する審査請求については、審理員による審理手続は行わないこととする。（第16条）

イ アの審査請求に対する裁決をすべき実施機関が、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）へ諮問するときは、弁明書の写しを添えてしなければならないこととする。（第16条）

(2) 芦屋市個人情報保護条例の一部改正（第2条関係）

ア 個人情報の開示決定等又は開示請求等に係る不作為に対する審査請求については、審理員による審理手続は行わないこととする。（第40条）

イ アの審査請求に対する裁決をすべき実施機関が、審査会へ諮問するときは、弁明書の写しを添えてしなければならないこととする。（第40条）

(3) 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例の一部改正（第3条関係）

ア 審査会は、審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問実施機関をいう。）から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき等を除き、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等へその写しを送付するものとする。（第12条）

イ 審査会は、アによる意見書若しくは資料の送付をし、又は閲覧をさせようとするときは、当該意見書若しくは資料を提出した審査請求人等の意見を聴かな

なければならないこととする。(第12条)

- (4) 次の表に掲げる条例で引用する行政不服審査法の条項を改める。

(第4条, 第6条及び第10条関係)

	引用条項	
	改正案	現 行
芦屋市一般職の職員の給与に関する条例 (第22条の3)	第18条第1項 本文	第14条又は第 45条
芦屋市職員の退職手当に関する条例 (第14条)		第14条第1項 又は第45条
芦屋市立学校職員等の退職手当に関する 条例(第13条)		

- (5) 芦屋市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例の一部改正(第5条関係)
審理員の招請により出頭する参加人に対し, 実費弁償を行うこととする。

(第1条)

- (6) 次の表に掲げる条例の不服申立てに係る規定の整理

(第7条, 第8条及び第12条関係)

	改正案	現 行
芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(第5条)	審査請求	不服申立て
芦屋市市税条例(第7条)	審査請求	不服申立て
芦屋市消防団員等公務災害補償条例 (第25条)	審査請求	異議申立て

- (7) 芦屋市固定資産評価審査委員会条例の一部改正(第9条関係)

ア 審査申出人は, 代表者若しくは管理人, 総代又は代理人がその資格を失ったときは, 書面でその旨を委員会に届け出なければならないこととする。

(第4条)

イ 委員会は, 審査申出人から反論書の提出があったときは, これを市長に送付しなければならないこととする。(第6条)

ウ 審査の決定書には, 次に掲げる事項を記載し, 委員会が記名押印しなければならないこととする。(第11条)

(ア) 主文

- (イ) 事案の概要
 - (ウ) 審査申出人及び市長の主張の要旨
 - (エ) 理由
- (8) 芦屋市建築審査会条例の一部改正（第11条関係）
審査会の庶務を建築指導又は都市計画に関する事務を所管する課において処理することとする。（第4条）
- (9) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

- (1) 平成28年4月1日
- (2) 改正後の芦屋市情報公開条例の規定は、施行日以後にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。
- (3) 改正後の芦屋市個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。
- (4) 改正後の芦屋市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出については、なお従前の例による。
- (5) 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正
芦屋市情報公開条例及び芦屋市個人情報保護条例の改正に伴う規定の整理

行政不服審査法抜粋（平成28年4月1日施行）

（審理員）

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第3節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

（第1号及び第2号省略）

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関

（第2項省略）

3 審査庁が第1項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第1の左欄（原文は上欄）に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄（原文は下欄）に掲げる字句に読み替えるものとし、第17条、第40条、第42条及び第50条第2項の規定は、適用しない。

（第4項省略）

（参加人）

第13条 利害関係人（審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に

参加することを求めることができる。

3 審査請求への参加は、代理人によってすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第1項又は第2項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（審査請求期間）

第18条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（第2項及び第3項省略）

（弁明書の提出）

第29条 （第1項省略）

2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由

(2) 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

（第4項及び第5項省略）

別表第1（第9条関係）

(省略)		
第29条第2項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては
	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する
(省略)		

行政不服審査法施行令抜粋（平成28年4月1日施行）

（代表者等の資格の証明等）

第3条 審査請求人の代表者若しくは管理人，総代又は代理人の資格は，次条第3項の規定の適用がある場合のほか，書面で証明しなければならない。法第12条第2項ただし書に規定する特別の委任についても，同様とする。

（第2項及び第3項省略）